

第 3 部 災害応急対策

<p>第3部 災害応急対策</p>	<p>第1節 応急活動対策の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4節 広域応援体制 第5節 自衛隊の災害派遣 第6節 技術者・技能者及び労働者の確保 第7節 ボランティアとの連携等 第8節 災害警備体制</p>
<p>第1章 活動対策の確立</p>	<p>第1節 気象警報等の収集・伝達 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3節 広報 第4節 水防・土砂災害等の防止対策 第5節 消防活動 第6節 避難の指示, 誘導 第7節 救助・救急 第8節 交通確保・規制 第9節 緊急輸送 第10節 緊急医療 第11節 要配慮者への緊急支援</p>
<p>第2章 警戒避難期の応急対策</p>	<p>第1節 避難所の運営 第2節 食料の供給 第3節 応急給水 第4節 生活必需品の給与 第5節 医療 第6節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策 第7節 動物保護対策 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第9節 行方不明者の搜索, 遺体の処理等 第10節 住宅の供給確保 第11節 文教対策 第12節 義援金・義援物資等の取扱い 第13節 農林水産業災害の応急対策</p>
<p>第3章 事態案的期の応急対策</p>	<p>第1節 電力施設の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策</p>
<p>第4章 社会基盤の応急対策</p>	

第3部 災害応急対策

第1章 活動対策の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

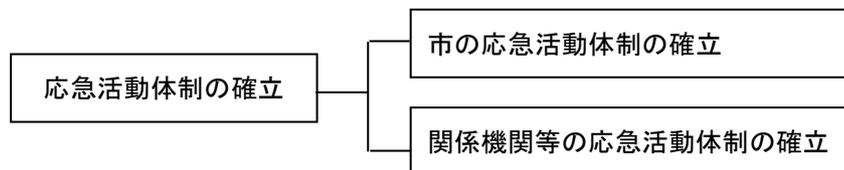
本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 市の応急活動体制の確立

〔実施責任：全課〕

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

市は、風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による

活動体制を確立して対策にあたる。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

市内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、危機管理課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は副市長を、副本部長は総務部長及び建設部長並びに各支所長をもって充てる。なお、災害警戒本部員は災害対策本部員の職員をもって充てる。

(ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。

(2) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 市内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- ③ 市内に特別警報が発表されたとき。

(イ) 災害対策本部の廃止

本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(ウ) 市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

2 災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

なお、本部長に事故や不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する順位は、指宿市長の職務代理に関する規則の定めるところによる。

また、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態あった場合には、総務部長をもってその職務を代理する。

(イ) 本部に対策部を置き、各対策部のもとに、各課ごとの職員で構成される班を置く。

(別表第1)

(ウ) 各対策部の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

イ 本部の設置場所

本部は、原則として指宿庁舎に設置する。指宿庁舎が被災し庁舎内に設置できない場合には、被災状況を勘案して、本部を設置する。

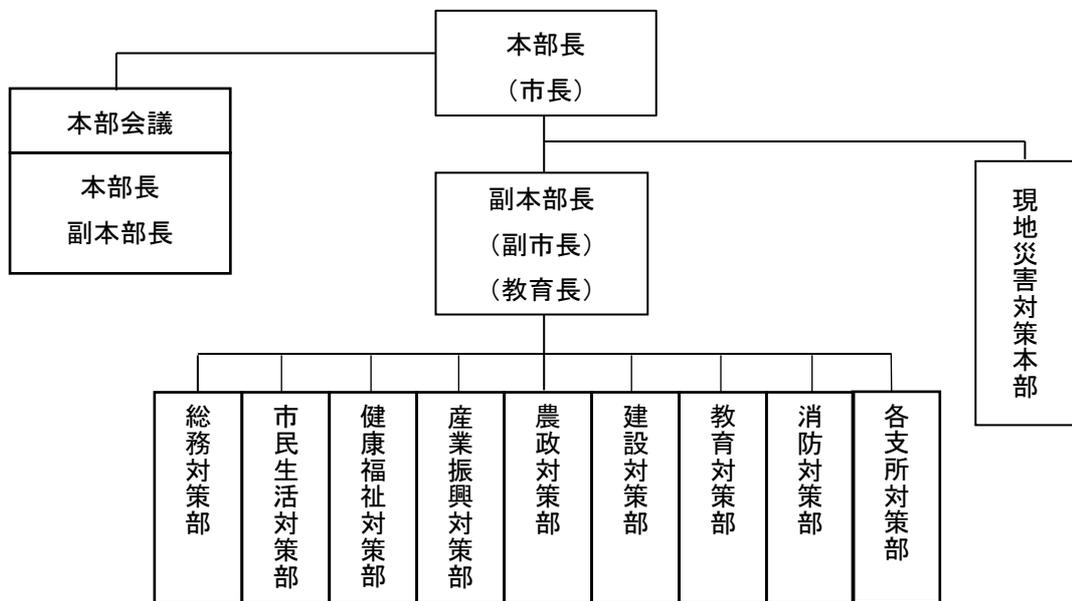
ウ 本部会議

(ア) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各災害対策部長並びに指宿消防署長、山川・開聞分遣所長、指宿市消防団正・副団長をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、関係機関の参画を求めることができる。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ① 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ② 国、県、市、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 国、県、市、その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥ その他、重要事項に関すること。

【災害対策本部組織図】



別表第1 災害対策本部の対策部

対策部名	対策部長	対策副部長（班長）	対策班名	対策副班長
総務 対策部	総務部長 （総務部参与、 会計管理者、 議会事務局長）	市長公室長	秘書広報班	政策推進係長 秘書広報係長 行政経営係長
		総務課長 （選挙管理委員会事務局長）	総務1班	総務係長 （選挙管理係長） 人事厚生係長 ICT推進係長
		健幸・協働のまちづくり課長	避難所対策班	なのはな館管理係長 健幸戦略係長 協働推進係長
		危機管理課長	本部連絡班	安全安心対策係長 消防防災係長
		財政課長	財政班	財政係長 財産契約係長
		会計課長	会計班	審査係長 出納係長
		議会事務局次長	議会対策班	議事係長 調査管理係長
		監査委員事務局長	総務2班	監査係長
市民生活 対策部	市民生活部長	市民課長	物資供給班	年金係長 市民係長 マイナンバー推進係長
		税務課長	税務1班	市民税係長 保険税係長 固定資産税土地係長 固定資産税家屋係長
		収納対策室長	税務2班	管理係長 納税係長
		環境政策課長	環境生活 衛生班	環境政策係長 生活衛生係長
健康福祉 対策部	健康福祉部長	国保介護課長	医療救護 1班	介護保険係長 健康保険係長
		健康増進課長	医療救護 2班	地域保健係長 保健事業係長 健康指導係長 感染対策係長
		長寿支援課長	避難所収容 1班	高齢者福祉係長 高齢者支援係長
		地域福祉課長	避難所収容 2班	社会福祉係長 児童母子福祉係長 障害福祉係長 援護係長

対策部名	対策部長	対策副部長（班長）	対策班名	対策副班長
産業振興 対策部	産業振興部長	商工水産課長	商工水産 1班	商工運輸係長 水産係長
		ふるさと納税室長	商工水産 2班	ふるさと納税係長 特産品振興係長
		観光課長	観光1班	観光総務係長 観光企画係長
		観光施設管理課長	観光2班	観光施設管理係長 開闢施設管理係長
		国体・スポーツコンベンション推進室長	観光3班	推進係長
農政 対策部	農政部長	農政課長	農政1班	農政企画係長 農業制度係長
		人・農地プラン推進室長	農政2班	推進係長
		農産技術課長	農政3班	畜産振興係長 園芸振興係長
		耕地林務課長	農政4班	林務管理係長 耕地係長
		農業委員会事務局長	農政5班	農地総務係長 振興係長
建設 対策部	建設部長 (建設部参与) (水道部長)	建設監理課長	建設1班	監理用地係長 地籍調査係長
		土木課長	土木班	土木公園管理係長 土木維持係長 土木建設係長
		都市・海岸整備課長	建設2班	都市整備係長 指宿港海岸整備係長
		建築課長	建築班	住宅管理係長 建築係長
		水道課長	水道浸水 対策班	経理係長 料金係長 工務係長
教育 対策部	教育部長 (教育部参与)	教育総務課長	教育1班	教育総務係長
		学校整備室長	教育2班	学校整備係長 望まし学校づくり推進係長
		学校教育課長	教育3班	学務係長 学校教育係長
		社会教育課長	教育4班	社会教育係長
		歴史文化課長	教育5班	文化施設管理係長 文化財係長
		スポーツ振興課長	教育6班	スポーツ振興係長
		学校給食センター所長	教育7班	施設管理係長
		指宿商業高校事務長	教育8班	事務係長

対策部名	対策部長	対策副部長（班長）	対策班名	対策副班長
消防 対策部	指宿消防署長	指宿消防署次席 山川・開間分遣所長	総務班 活動1班	警防救助係長 所長代理
	消防団長	副団長 （各方面隊長）	活動2班	各分団長
各支所 対策部	各支所長	地域振興課長	総務班	総務係長
		市民福祉課長	市民生活 福祉班	市民税務係長 健康福祉係長

別表第2

【対策本部及び各班の所掌事務】

対策 部名	班名		所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
総務 対策部	秘書広報班 (市長公室)	政策推進係	1 総務対策部の統括に関する事 2 公共交通機関の被害調査及び運行状況等に関する こと 3 災害に関する国・県への要望書等に関する事 こと	3	8	全 員
		秘書広報係	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 こと。 2 被害視察者に関する事 こと 3 本部長及び副本部長の被害地視察に関する事 こと 4 報道機関との連絡調整及び連絡に関する事 こと 5 広報に関する事 こと 6 災害写真に関する事 こと 7 広報紙の発行に関する事 こと			
		行政経営係	1 他班の応援に関する事 こと			
	総務1班 (総務課、選挙 管理委員会事 務局)	総務係 (選挙管理委 員会事務 局)	1 本部連絡班及び他の班の応援に関する事 こと 2 応急活動用車両(公用車)の確保・管理等、配車に 関する事 こと 3 市民からの電話対応に関する事 こと 4 施設(本庁舎)の保全、応急対策に関する事 こと 5 応急活動用(庁舎、公用車)等の燃料確保に関す る事 こと 6 職員の食事に関する事 こと。 7 災害復旧工事の契約に関する事 こと	3	全 員	全 員
		人事厚生係	1 災害時における人員の動員及び調整に関する事 こと 2 職員等の災害調査班編成に関する事 こと 3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被 害状況の確認並びに職員への支援に関する事 こと 4 職員の他市町村に対する応援の派遣に関する事 こと 5 職員の安全衛生管理に関する事 こと 6 職員の災害の補償に関する事 こと			
		ICT推進係	1 他班の応援に関する事 こと			
	避難所 対策班 (健康・協働のまちづくり課)	なのはな館管理係	1 避難所の運営及び管理に関する事 こと	3	9	全 員
		健康戦略係	1 り災者への物資等の配給に関する事 こと			
		協働推進係	1 被害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事 こと			
	本部連絡班 (危機管理課)	安全安心対策係	1 防災会議との連絡調整に関する事 こと 2 各対策部及び各支部との連絡調整に関する事 こと 3 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事 こと 4 民間団体、自主防災組織等及び関係機関との連絡調 整、協力要請に関する事 こと 5 自衛隊等の出動要請に関する事 こと	全 員	全 員	全 員
消防防災係		1 災害対策の総括に関する事 こと 2 本部会議に関する事 こと。 3 気象情報、災害情報等の収集及び集計・記録に関 する事 こと。 4 県及び関係機関への災害報告に関する事 こと 5 本部長が特に命じた事 こと。				

対策部名	班名 (担当課)	担当係	所掌事務	配備要員の数						
				第1	第2	第3				
総務対策部	財政班 (財政課)	財政係	1 車両の配備に関する事 2 物資の調達及び出納に関する事 3 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事	全員	全員	全員				
		財産契約係	1 市有財産の被害の調査及び応急対策に関する事							
	会計班 (会計課)	審査係	1 拠出者等に対する礼状等の発送に関する事	0	2	全員				
		出納係	1 義援金等の受領、保管及び配分に関する事							
	議会対策班 (議会事務局)	議事係	1 議員への被害等の速報及び連絡調整に関する事	全員	全員	全員				
		調査管理係	1 議会関係者の視察に関する事 2 その他の議会対策に関する事							
総務2班 (監査委員事務局)	監査係	1 他班の応援に関する事	全員	全員	全員					
市民生活対策部	物資供給班 (市民課)	年金係	1 市民生活対策部の統括に関する事	3	6	全員				
		市民係	1 食料その他必要物資の調達等に関する事							
		マケハバ-推進係	1 救援物資の輸送に関する事							
	税務1班 (税務課)	市民税係 保険税係 固定資産税土地係 固定資産税家屋係	1 り災証明の発行に関する事 2 被災世帯の固定資産等の調査に関する事	2	4	全員				
		税務2班 (収納対策室)	管理係				1 市民生活対策部内の他班の応援に関する事	1	2	全員
			納税係				1 被災者にかかる納税の減免・猶予に関する事			
	環境・生活衛生班 (環境政策課)	環境政策係	1 し尿等の処理に関する事	2	5	全員				
		生活衛生係	1 簡易水道(尾下・畠久保)に関する事 2 清掃関係施設等の災害政策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関する事 3 ごみ等廃棄物の処理に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事 5 死亡獣畜の処理に関する事 6 消毒に関する事 7 墓地被害の応急対策に関する事							
健康福祉対策部	医療救護1班 (国保介護課)	介護保険係	1 健康福祉対策部の統括に関する事	2	2	全員				
		健康保険係	1 救護班の編成及び派遣、設置及び運営に関する事 2 医療機関との連絡調整及び救護要請に関する事 3 災害用医薬品及び医療用資機材に関する事							
	医療救護2班 (健康増進課)	地域保健係	1 医療救護・助産に関する事 2 保健所との連絡調整に関する事	その都度 対策部長 が指示		全員				
		保健事業係	1 衛生広報に関する事 2 食品衛生に関する事							
		健康指導係	1 負傷者の救護及び避難所の保健指導に関する事 2 避難所における健康相談窓口の設置に関する事							
		感染症対策係	1 感染症、食中毒の発生予防対策、伝染病その他被害調査に関する事							

対策部名	班名 (担当課)	担当係	所掌事務	配備要員の数			
				第1	第2	第3	
健康福祉対策部	避難所 収容1班 (長寿支援課)	高齢者福祉係	1 日本赤十字社及び市社会福祉協議会との連絡に関する事 2 り災者に対する食料の炊き出し及び配給に関する事 3 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事	その都度 対策部長 が指示		全員	
		高齢者支援係	1 災害時要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事				
	避難所 収容2班 (地域福祉課)	社会福祉係	1 社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事 2 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事	7	12	全員	
		児童母子福祉係	1 救援物資の受付及び保管配分に関する事。 2 救援状況の報告に関する事				
		障害福祉係	1 災害時要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事				
		援護係	1 災害対策基本法及び災害対策救助法に基づく諸対策に関する事 2 避難所の設置及び管理に関する事 3 応急仮設住宅の入居に関する事 4 り災者の生活保護及び世帯更生資金貸し付け等に関する事 5 遺体の収容に関する事				
	産業振興対策部	商工水産 1班 (商工水産課)	商工運輸係	1 産業振興対策部の統括に関する事 2 商工会議所、その他関係団体との連絡調整に関する事 3 商工関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事 4 災害用物資の入手及びあっせんに関する事 5 被災工商業者に関する融資あっせんに関する事 6 公共職業安定所との連絡調整に関する事。	3	5	全員
			水産係	1 漁協その他関係団体との連絡調整に関する事 2 水産関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事 3 被災水産業者にに関する融資あっせんに関する事			
商工水産 2班 (ふるさと納税室)		ふるさと納税係 特産品振興係	1 産業振興対策部内の他班の応援に関する事	2	3	全員	
観光1班 (観光課)		観光総務係	1 観光客等に対する災害情報の提供に関する事	2	4	全員	
		観光企画係	1 観光協会及び関係機関との連絡調整に関する事				
観光2班 (観光施設管理課)		観光施設管理係 開闢施設管理係	1 観光関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関する事	4	4	全員	
観光3班 (国体・スポーツ ベンション推進室)		推進係	1 産業振興対策部内の他班の応援に関する事	1	1	全員	

対策部名	班名 (担当課)	担当係	所掌事務	配備要員の数		
				第1	第2	第3
農政対策部	農政1班 (農政課)	農政企画係	1 農政対策部の統括に関する事	3	6	全員
		農業制度	1 農業災害に対する金融に関する事 2 災害時の農産物資の調達に関する事			
	農政2班 (人・農地びう推進室)	推進係	1 農政対策部内の他班の応援に関する事	その都度 対策部長 が指示		全員
	農政3班 (農産技術課)	畜産振興係	1 農政関係の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関する事 2 南薩地域振興局(農林水産部), 農業協同組合, 畜産団体, その他関係団体との連絡調整に関する 事 3 家畜伝染病の防疫に関する事	2	3	全員
		園芸振興係	1 農政関係の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関する事 2 南薩地域振興局(農林水産部), 農業協同組合, その他関係団体との連絡調整に関する事			
	農政4班 (耕地林務課)	林務管理係	1 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関する事 2 南薩地域振興局(農林水産部), 森林組合, そ の他関係団体との連絡調整に関する事	2	5	全員
耕地係		1 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急対策に関する事 2 南薩地域振興局(農林水産部), 土地改良区, そ の他関係団体との連絡調整に関する事 3 災害復旧用資材等の調達及びあっせんに関する 事				
	農政5班 (農業委員会事務局)	農地総務係 振興係	1 農政対策部内の他班の応援に関する事	その都度 対策部長 が指示		全員
建設対策部	建設1班 (建設監理課)	管理用地係	1 建設対策部の統括に関する事 2 南薩地域振興局(建設部), 建設業組合, そ の他関係機関との連絡調整に関する事	2	5	全員
		地籍調査係	1 建設対策部内の他班の応援に関する事			
	建設2班 (都市・海岸整備課)	都市整備係 指宿港海岸整備係	1 建設対策部内の他班の応援に関する事	3	5	全員
	土木班 (土木課)	土木公園管理係	1 応急対策用資機材の確保に関する事。 2 土木・公園関係施設等の被害対策及び被害調査・ 報告並びに応急復旧対策に関する事。 3 公園関係施設等の被害対策及び被害調査・報告並 びに応急復旧対策に関する事	4	全員	全員
		土木維持係	1 障害物の除去に関する事。 2 地すべり, 土砂崩れ等による災害対策に関する 事			
		土木建設係	1 避難路, 輸送路の確保に関する事 2 通行止め及び迂回路等の計画並びに実施に関 する事			

対策部名	班名 (担当課)	担当係	所掌事務	配備要員の数		
				第1	第2	第3
建設対策部	建築班 (建築課)	住宅管理係	1 建築関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2 建築工事関係者との連絡調整に関すること 3 応急対策用資機材の確保に関すること 4 市営住宅の供与に関すること	3	5	全員
		建築係	1 応急仮設住宅等の建築，供与に関すること 2 避難所の仮設トイレ等の設置に関すること 3 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること 4 被災者への建築関係の相談窓口の設置に関すること			
	水道浸水対策班 (水道課)	経理係	1 水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2 応急対策用資機材の確保に関すること	7	19	全員
		料金係	1 被災地の給水計画に関すること 2 飲料水の確保及び給水に関すること			
		工務係	1 浸水関係，下水道関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2 河川等の水位，流量その他情報の収集及び水門の管理に関すること			
	教育対策部	教育1班 (教育総務課)	教育総務係	1 教育対策部の統括に関すること	全員	全員
教育2班 (学校整備室)		学校整備係	1 学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること。 2 学校施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに 応急復旧対策に関すること	7	7	全員
		住まい学校づくり推進係	1 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること			
教育3班 (学校教育課)		学務係	1 教材等の調達及び施設，教職員の確保に関する こと	4	6	全員
		学校教育係	1 児童，生徒等の避難及び安全確保に関すること 2 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること			
教育4班 (社会教育課)		社会教育係	1 施設利用者等の避難及び安全確保に関すること 2 社会教育関係施設等の災害対策及び被害調査・報告 並びに応急対策に関すること 3 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関する こと 4 教材等の調達及び施設，講師の確保に関すること 5 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること	全員	全員	全員
教育5班 (歴史文化課)		文化施設管理係	1 施設利用者等の避難及び安全確保に関すること 2 社会教育関係施設等の災害対策及び被害調査・報告 並びに応急復旧対策に関すること 3 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関する こと 4 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること	全員	全員	全員
		文化財係	1 史跡，文化財等の被害調査及び保護に関すること			

対策 部名	班名 (担当課)	担当係	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
教育 対策部	教育6班 (スポーツ振興課)	スポーツ振興係	1 施設利用者等の避難及び安全確保に関すること 2 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 3 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関する こと 4 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること	2	3	全員
	教育7班 (学校給食センター)	施設管理係	1 学校給食に関すること	2	2	全員
	教育8班 (指宿商業高校事務局)	事務係	1 施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧対策に関すること 2 施設等での避難受け入れの調整及び協力に関する こと 3 災害後の教育環境及び保健衛生に関すること 4 生徒等の避難及び安全確保に関すること 5 教材等の調達及び施設, 教職員の確保に関するこ と	2	3	全員
消防 対策部	総務班	警防救助係	1 消防対策部の総括に関すること 2 警備, 警戒, 防ぎょ活動等に対する関係機関との 連絡調整に関すること 3 災害速報の作成及び報告に関すること 4 資機材の確保に関すること 5 現場活動記録に関すること 6 非常無線通信に関すること 7 気象情報に関すること	その都度 対策部長 が指示	全員	
	活動1班					
	活動2班	各分団	1 消防法・水防法に基づく消火・水防活動その他災 害応急対策に関すること 2 現地災害対策本部設置に関すること 3 災害対策本部等との連絡調整に関すること 4 避難, 誘導, 救出及び捜索に関すること 5 情報収集(水位, 流量, その他情報を含む)及び 広報に関すること 6 被害状況調査に関すること	その都度 対策部長 が指示	全員	

対策 部名	班名 (担当課)	担当係	所掌事務	配備要員の数		
				第 1	第 2	第 3
各支所対策部	総務班 (地域振興課)	総務係	1 本部との総括調整及び支所各班との連絡調整に関すること 2 支所管内の災害対策の総括に関すること 3 支所対策部長が特に命じたこと 4 支所管内の職員の配備, 招集, 編成及び出動の調整に関すること 5 支所管内の水防資材, 機材の備蓄, 管理に関すること 6 支所管内の災害情報の収集及び本部への報告に関すること 7 支所管内の行方不明者の把握, 捜索に関すること 8 災害時における支所庁舎施設の利用に関すること 9 支所管内の救援物資の輸送に関すること 10 支所管内の食料その他必要物資の調達等に関すること	山川 1 開聞 1	山川 2 開聞 2	山川 全員 開聞 全員
	市民生活 福祉班 (市民福祉課)	市民税務係	1 支所管内のり災証明の発行に関すること	山川 1 開聞 1	山川 2 開聞 2	山川 全員 開聞 全員
		健康福祉係	1 支所管内の災害救助に関すること。 2 支所管内の社会福祉関係施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること 3 支所管内の災害時要支援者等の実態把握及び情報提供に関すること 4 支所管内の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること 5 支所管内の救援状況の報告に関すること 6 り災者への物資等の配給に関すること 7 支所管内の災害相談窓口の開設, 被災者の相談に関すること			
		利永保育園	1 児童等の避難及び安全確保に関すること			
唐船峡班 (唐船峡そうめん流し)	事業係	1 来場者等の避難及び安全確保に関すること	3	5	全員	

3 職員の配備体制

市は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

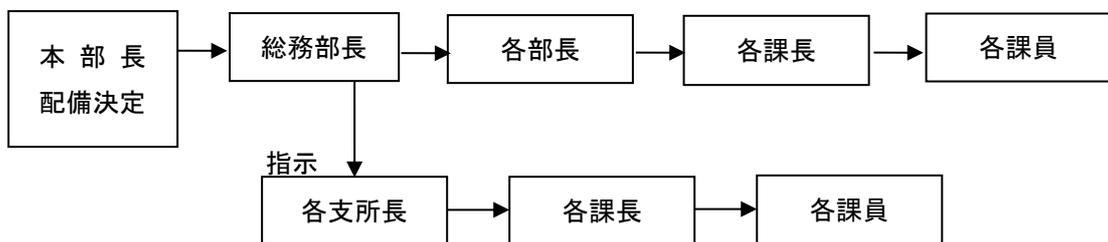
ア 配備区分の決定

市長は、別表第3の配備基準に基づき災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

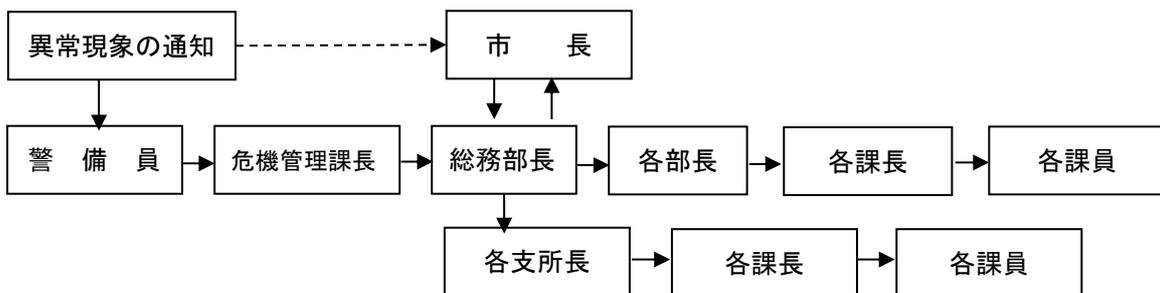
イ 動員系統及び動員の伝達方法動員配備の伝達系統は、次のとおり。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外（退庁後及び休日）

警備員は、次の情報を覚知したときは危機管理課長又は課員に連絡し、総務部長は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。



ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、別表第3に示す配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、別表第3の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

別表第3

【職員の参集・配備基準】

体制	本部員及び配備要員の参集基準（自主参集を含む）				活動内容
	風水害	地震・津波	火山	配備要員	
情報連絡体制	市内に各種の気象警報等が発表されたとき	(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 市内に津波注意報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたとき (2) 火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が予想されるとき	危機管理課職員	降雨状況や被害情報の収集を行うため、県や関係機関との連絡調整に努める。
災害警戒本部	(1) 市内に小規模な災害が発生したとき (2) 市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき (2) 市内に津波警報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域と近接する区域まで被害が予想されるとき (2) 火山の異常と思われる現象が顕著になり、噴火その他の災害が予想されるとき (3) 噴火警報（居住地域）の発表後、一定期間が経過し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき	各部長、及び各支所長が指定した課の職員	災害警戒本部を設置し事前に指定した各課を中心に、関係機関の協力を得て、災害情報の収集や応急対策など防災対策の一層の確立を図る。

体制	本部員及び配備要員の参集基準（自主参集を含む）				活動内容
	風水害	地震・津波	火山	配備要員	
災害対策本部	第1配備	(1) 市内に特別警報が発表されたとき (2) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生、または発生のおそれがある場合で災害対策本部長が必要と認めるとき	(1) 市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき (3) 地震・津波により比較軽微な災害若しくは極地的な災害が発生、または発生のおそれのある場合で災害対策本部長が必要と認めるとき	(1) 噴火警報（居住地域）が発表されたとき (2) 噴火により比較軽微な災害が発生、または発生のおそれのある場合で災害対策本部長が必要と認めるとき	災害の程度を勘案し、本部長がその程度、別表第2により決定する。 災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施するため、別表第2に掲げる所掌事務を行う。
	第2配備	相当な被害が発生、または発生のおそれのある場合で災害対策本部長が必要と認めるとき	地震・津波により相当な被害が発生、または発生のおそれのある場合で災害対策本部長が必要と認めるとき	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火により被害が発生、または発生のおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	
	第3配備	甚大な被害が発生、または発生のおそれがあり、全職員を配備する必要がある場合で、災害対策本部長が必要と認めるとき	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 市内で震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、市内全域に大きな被害が発生、または、発生のおそれのある場合で、災害対策本部長が必要と認めるとき	噴火により甚大な被害が発生、または発生のおそれがあり、全職員を配備する必要がある場合で、災害対策本部長が必要と認めるとき	

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

〔実施責任：関係機関等〕

1 関係機関等の応急活動体制

(1) 防災関係機関の組織防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 市の通信連絡手段の確保・運用

1 通信連絡系統

災害時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線、地区放送施設を基幹的な通信系等とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

2 無線通信体制の確立

災害時の市の無線通信連絡体制として、整備済みの市防災行政無線等をはじめ、衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段

通信手段	備考
一斉同報メール	市等が登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能
緊急速報（エリアメール等）	市内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能
データ放送	地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定期間毎に異なる情報配信が可能

第2 関係機関等の通信手段の確保・運用

〔実施責任：危機管理課、関係機関〕

1 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、発災直後の段階は、通信が困難となりがちであり、外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

(1) 市防災行政情報ネットワークシステム等の運用

市は、災害時においては、市防災行政無線、地区放送施設を主体とする無線通信システムを通信にあたっての基幹通信手段とする。

(2) 連絡用電話の指定等

市は、外部団体や市民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用等）について、事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し、効果的に運用できるよう措置を講ずる。

(3) 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に準備しておいた防災行政情報通信端末、指定電話、FAX、パソコン（通信端末含む）等の各種機器、図面、各種資料、様式、各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

(4) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする市民への行動喚起情報をテレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）等を通じて市民に提供できるよう、事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。

（緊急情報提供システム等の活用方法は、第2章第3節「広報」参照）

2 市防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時困難となることが想定されるため、市防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 市防災行政無線の開局・統制

風水害等の災害が発生すると、危機管理課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）無線担当者が、作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 県と関係機関・市町村等の通信連絡体制の確立

県と市町村・県内関係機関との通話は、県防災行政無線の回線を利用して交信し、情報連絡を行う。

(3) 市各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、市防災行政無線等（移動系）により行うことが想定されるため整備に努める。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

3 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(1) 放送の要請による緊急情報伝達システムの確保

市長は、県知事を通じ、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、事前に締結された放送協定において定められた放送要請の要領に基づき、次の事項を最寄りの放送局に依頼する。

ア 依頼の内容

イ 依頼者及び放送内容

(2) 各機関の無線通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設は、以下のとおりである。

ア 鹿児島県無線通信系統

イ 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社管内通信連絡系統

ウ 九州電力株式会社無線通信系統

エ 消防無線

オ 警察無線

(3) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器を配備しており、県、市は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した

民間会社を通じて、速やかに市へ無償で貸与する。

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

4 電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設を持っている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設を利用する場合を想定し、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況等により異なるが、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

(2) 災害時における優先電話等による通信

ア 災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳^{ふくそう}した場合、通常、一般電話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。具体的には、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。また、市は、災害時に電話による通信が困難な場合、NTTに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし、非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

(3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合、市は次の措置を通信事業者に依頼して、通信の輻輳^{ふくそう}の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合、特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳^{ふくそう}が発生した場合は、安否等の情報を円滑に達成できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

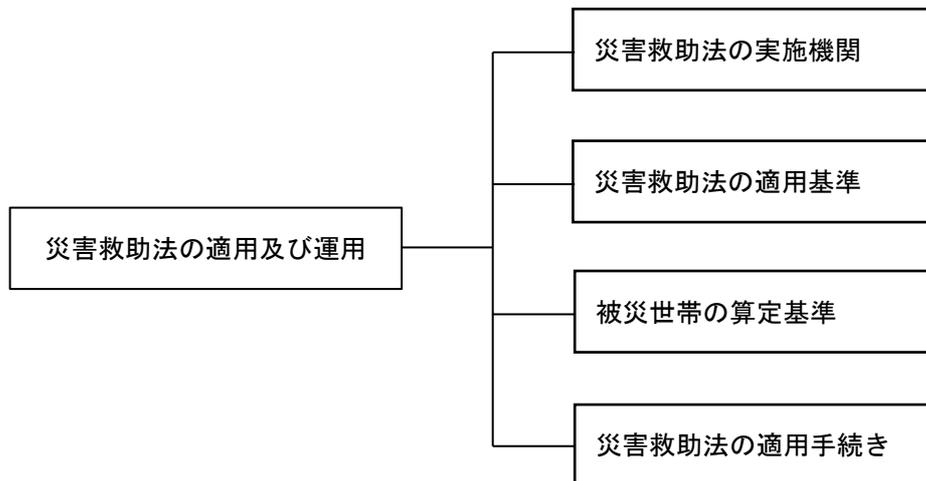
【災害通信施設の設置場所等】

名称	電話番号	所在地
鹿児島県庁	099-286-2111	鹿児島市鴨池新町 10-1
危機管理防災局 危機管理課	計画管理係 099-286-2256	〃
危機管理防災局 災害対策課	災害対策係 099-286-2276 F A X 099-286-5519	〃
危機管理防災局 消防保安課	消防係 099-286-2259 F A X 099-286-5521	〃
土木部監理課	総務係 099-286-3483 F A X 099-286-5617	〃
土木部河川課	工事事務係 099-286-3586 F A X 099-286-5625	〃
土木部道路建設課	工事事務係 099-286-3534 F A X 099-286-5621	〃
土木部道路維持課	工事事務係 099-286-3564 F A X 099-286-5623	〃
総務部市町村課	課長 099-286-2221 F A X 099-286-5516	〃
鹿児島地方気象台	総務事務室 099-250-9911	鹿児島市東郡元町 4-1
県南薩地域振興局 建設部土木建築課（指宿市在住）	直通 0993-22-2382 F A X 0993-22-3344	指宿市十二町 301
県南薩地域振興局 農林水産部農政普及課 （指宿市十二町在住）	直通 0993-22-6422 F A X 0993-24-3357	〃
県南薩地域振興局 保健福祉環境部指宿支所 （指宿保健所）	直通 0993-23-3854 F A X 0993-23-2142	〃
指宿南九州消防組合	0993-22-5111	指宿市十町 429
南九州市役所 顛娃支所	0993-36-1111	南九州市顛娃牧之内 2830
指宿警察署	0993-22-2110	指宿市西方 1602-1
指宿海上保安署	0993-34-2999	指宿市山川福元 6713
山川・開闢分遣所	0993-34-0119	指宿市山川大山 841-3
九州電力(株)指宿配電事業所	0120-986-810（代表）	指宿市大牟礼 2-20-20
N T T 西日本鹿児島支店	099-258-8520	

第3節 災害救助法の適用及び運用

災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

〔実施責任：地域福祉課，市民福祉課，危機管理課〕

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

（災害救助法第30条，鹿児島県災害救助法施行細則）

第2 災害救助法の適用基準

〔実施責任：地域福祉課，市民福祉課，危機管理課〕

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う

- （1）市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、60世帯以上であること。
- （2）県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30世帯以上であること。

(3) 県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

指宿市の災害救助法適用基準

人 口 (平成 27 年国勢調査)	基 準	
	1 号	2 号
41,831	60世帯	30世帯

2 救助の種類

実施者は原則知事であるが、市長が実施可能な場合は市長とする。

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対象	対象経費等	期間		費用の限度額
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり330円以内 ※高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき上限を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊・全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型応急住宅	災害発生の日から20日以内着工	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。
		家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型応急住宅	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額
炊出しその他食品の給与	1 避難所に収用された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者	主食・副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内		1人1日当たり1,160円以内

飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	被害の実情に応じ現物給付 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④高熱材料	災害発生の日から10日以内	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日を持って決定する。 2 下記金額の範囲※1

※1

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	66,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	対象経費等	期間	実施基準
医療	災害のために医療の途を失った者	（範囲） ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護	災害発生の日から14日以内	（救護班による場合） 使用した薬剤、治療材料。破損した医療器具の修繕等の実費 （病院又は診療所による場合） 国民健康保険の診療報酬の額以内 （施術者による場合） 協定料金の額以内
助産	災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を要する状態にある者）	（範囲） ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	分べんした日から7日以内	（救護班等による場合） 使用した衛生材料等の実費 （助産師による場合） 慣行料金の100分の80以内の額
被災者の救出	1 現に生命身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	船艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内	当該地域における通常の実費

救助の種類	対象	対象経費等	期間	実施基準
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物を持って行う。	災害発生の日から1か月以内	1世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内
学用品の給与	住家の全半壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校及び高等学校等生徒	被害の実情に応じ現物給付 ①教科書 ②文房具 ③通学用品	災害発生の日から（教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材 ・実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たりの次の金額以内 ・小学生児童 4,500円 ・中学生生徒 4,800円 ・高等学校等生徒 5,200円
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	棺又は棺材の現物給付 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	災害の発生の日から10日以内	1体当たり ・大人（12歳以上） 215,200円 ・小人（12歳未満） 172,000円以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	船艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理（埋葬を除く）をする。	（範囲） ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ②死体の一時保存 ③検案	災害発生の日から10日以内	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,500円以内 ②死体の一時保存 （死体一時収容施設利用時） 通常の実費 （上記の利用ができない場合） 1体当たり 5,400円以内 ※ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 救護班以外は慣行料金

救助の種類	対象	対象経費等	期間	実施基準
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均137,900円以内

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には都道府県知事等は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第3 被災世帯の算定基準

〔実施責任：地域福祉課，市民福祉課，危機管理課〕

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の判定基準

（第3部第2章第2節第1災害情報等の収集・伝達2災害情報等の報告表「災害報告の判定基準」を参照）

3 世帯及び住家の単位

- （1）世帯：世帯生計を一にしている実際の生活単位
- （2）住家：住家現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続き

〔実施責任：地域福祉課，市民福祉課〕

災害に対し、市における災害が、第2災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：社会福祉課福祉企画係 NTT回線：099-286-2824

第4節 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、市及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、市及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

第1 市における広域応援体制

〔実施責任：各関係課〕

1 災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、総務対策部本部連絡班で把握した以下の情報を収集する。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 生き埋め等の件数（人的被害状況等） |
| イ | 出火件数、又は出火状況 |
| ウ | 二次被害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等） |
| エ | 市の応急対策の状況等 |

(2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先一覧

ア	県及び関係機関	オ	消防庁（緊急消防援助隊等）
イ	被災地外の県内市町村	カ	その他の公的防災関係機関
ウ	その他の公共的団体等	キ	その他の民間団体、企業等
エ	協定のある関係機関		

2 応援の受入れ体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

第2 市町村・消防における相互応援協力

〔実施機関：危機管理課、指宿南九州消防組合〕

1 県及び市町村相互の応援

(1) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 被災した市町村は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。応急災害対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

(2) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

(3) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

2 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

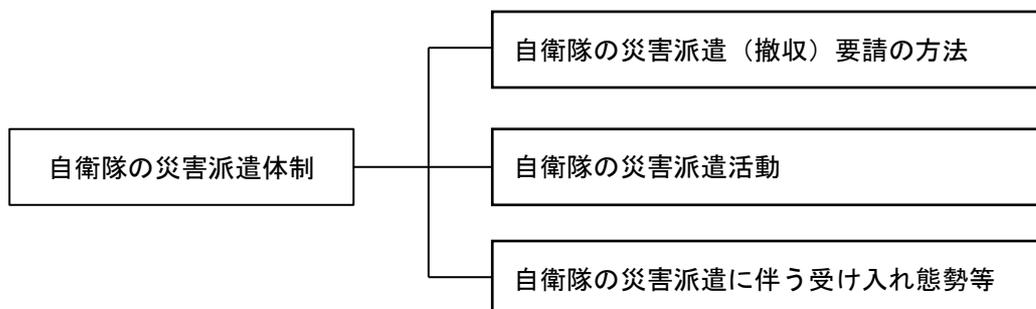
市長は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

《資料編 鹿児島県消防相互応援協定書》

第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

〔実施責任：自衛隊，危機管理課〕

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は知事に対し市長の要請要求により行う。

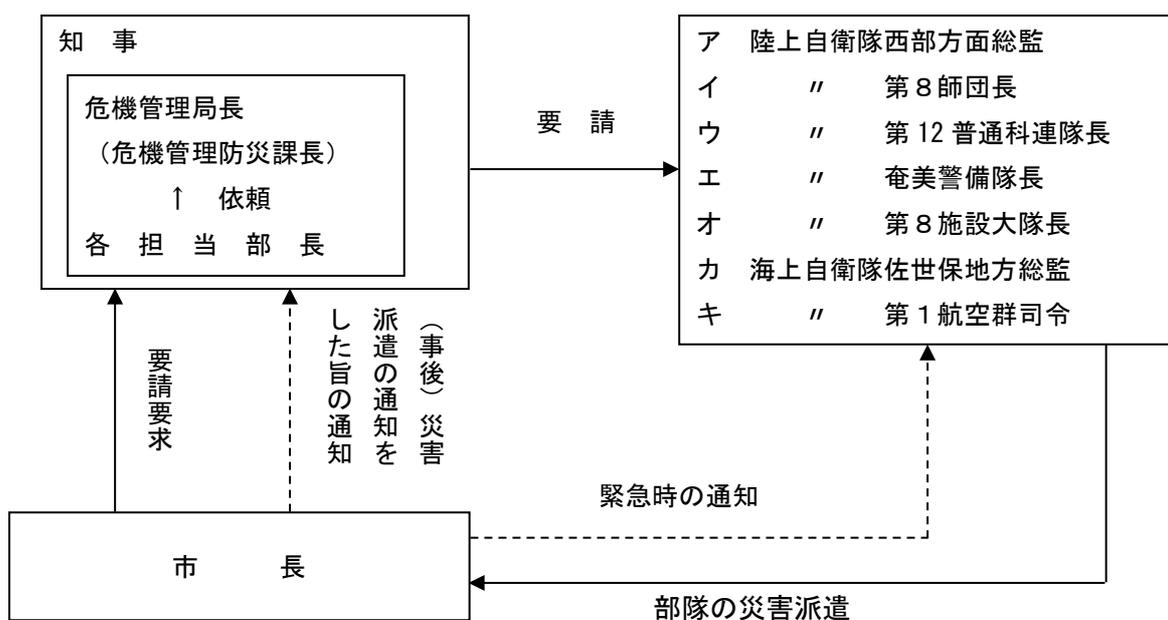
(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- | |
|--|
| ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
|--|

【自衛隊派遣要請系統】



(3) 要請文書のあて先 要請文書のあて先は、次表、自衛隊の連絡場所のとおりである。

【自衛隊の連絡場所】

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監	防衛部防衛課	熊本市東区東町 1-1-1	096-368-5111	
〃 第 8 師団司令部	運用班		内線 2255 又は 2256	
	第 3 部防衛班	熊本市北区八景水谷 2-17-1	096-343-3141	
			内線 3234	
			夜間 3302	
〃 第 12 普通科連隊本部	第 3 科	霧島市国分福島 2 丁目 4-14	0995-46-0350	県内
			内線 235	
			夜間 302	
〃 奄美警備隊本部	第 3 科	奄美市名瀬大熊 266-49	0997-54-1060	県内
			内線 230	
			夜間 301	
〃 第 8 施設大隊 (川内駐屯地)	第 3 科	薩摩川内市冷水町 539-2	0996-20-3900	県内
			内線 230	
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111	
			内線 3225	
〃 第 1 航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111	県内
			内線 2213	
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 27	0997-72-0250	県内
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部	防衛部 運用 2 班	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	
			内線 2348	
			夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920	県内

《資料編 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式》

(4) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(5) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次表知事への災害派遣要請要求の連絡場所のとおりである。

【知事への災害派遣要請要求の連絡場所】

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県 危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通) 286-2256	県内
〃 総務部	人事課	〃	(直通) 286-2045	
〃 暮らし保健福祉部	保健医療福祉課	〃	(直通) 286-2656	
〃 農政部	農政課	〃	(直通) 286-3085	
〃 土木部	監理課	〃	(直通) 286-3483	
〃 〃	河川課	〃	(直通) 286-3586	
〃 環境林務部	環境林務課	〃	(直通) 286-3327	
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	(直通) 286-2925	
〃 教育委員会	総務福利課	〃	(直通) 286-5190	
〃 出納局	会計課	〃	(直通) 286-3765	
〃 警察本部	警備課	〃	(代表) 206-0110	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

3 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。

《資料編 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式》

第2 自衛隊の災害派遣活動

[実施機関：自衛隊，危機管理課]

1 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

【災害派遣の活動内容】

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき，又は指定部隊等の長が必要と認めるときは，車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い，被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され，避難，立退き等が行われる場合で必要あるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者，行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作製，運搬，積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては，利用可能な消防車その他防火用具をもって，消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し，若しくは障害物がある場合は，それらの啓開，除去に当たる。
応急医療，感染症予防，病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には，被災者の応急医療，感染症予防，病虫害防除等の支援を行うが，薬剤等は，通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において，外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，救急患者医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合，航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は，「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき，救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が幅奏する地点において，自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において，方面総監督が必要と認めるときは，能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。

《資料編 自衛隊（国分駐屯地）の派遣時使用可能器材等》

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

(1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第 64 条第 8 項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第 8 項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第 65 条第 3 項）

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を指宿警察署長に通知する。

第 3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

〔実施責任：危機管理課〕

1 派遣部隊の受入体制

(1) 市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。（地積、出入りの便を考慮）

(2) 市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。

(3) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。

(4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用機材の準備

(1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

(2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、出来る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊の受入のためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《別表第1 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地》

【ヘリコプター発着場の基準及び表示要領】

区分	条件	標準
	CH-6J (小型機)	
	HU-1B (中型機)	
	UH-60J (大型機)	
	CH-47 (大型機)	
表示要領	1 着陸点 2 風向指示器 	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 30cm以上 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹流し、又は旗を立てる。 (1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度

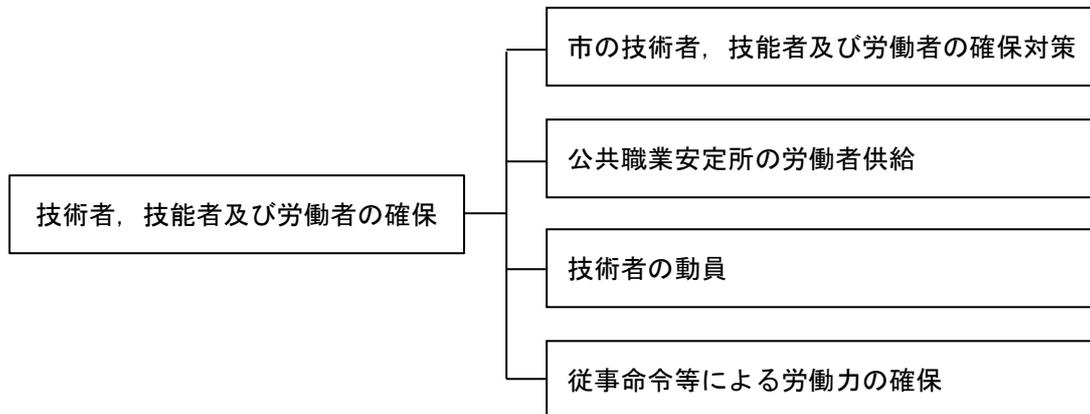
別表第 1

【ヘリコプター緊急時離着陸場予定地】

名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	面積(m ²)	障 害 物 等
指宿市役所	十町 2424	指 宿 市	22-2111	16,454	
市営陸上競技場	東方 12000	〃	22-3511	15,000	
丹波小学校	湯の浜 3-2-6	〃	22-3011	7,603	
指宿小学校	西方 4692-1	〃	25-2003	11,600	
今和泉小学校	岩本 2739	〃	25-2002	3,311	
池田小学校	池田 3977-1	〃	26-2003	6,635	
西指宿中学校	新西方 1534-2	〃	25-2001	11,925	
指宿ヘリポート	新西方 2329	〃	22-2111		
総合運動場(山川運動場)	山川福元 22	〃	35-2016	5,000	北側 体育館
大成運動場	山川成川 2990	〃	34-1111	13,000	
旧山川小学校	山川福元 558-1	〃	22-2111	13,000	北側 校舎
旧徳光小学校	山川岡兎ヶ水 218-1	〃	22-2111	8,000	北側 校舎 南側 公民館
旧利永小学校	山川利永 172-2	〃	22-2111	7,000	北側 校舎
運動広場	山川新栄町 1-2	〃	34-1111	4,300	
県立山川高等学校	山川成川 3423	鹿児島県	34-0141	15,000	
開聞運動場	開聞十町 2764	指 宿 市	32-3113	6,500	北側 集会場 西側 校舎
川尻運動場	開聞川尻 4985	〃	32-2059	6,000	北側 体育館
指宿中央家畜市場	開聞十町 2580	JA いぶすき	35-3457	2,500	
上野運動場	開聞上野 1774-4	上 野 区	32-5265	4,000	南側 電線
開聞中学校	開聞十町 2561	〃	32-2019	9,000	南側 校舎
開聞イベント広場	開聞十町 2626	指 宿 市	32-5566	8,000	

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

〔実施責任：危機管理課，総務課，商工水産課〕

1 人員の確保

市長は、技術者、技能者及び労働者の動員雇用を行う

指宿公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により、労働者のあつせんを行う。

防災関係機関等の長は、事故の災害対策に支障を及ぼさない範囲で、技術者、技能者等を派遣して応援を実施する。市の担当者は、人事班とする。

2 労働者等確保順位

労働者の確保は、概ね次により行う。

- (1) 防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者の動員
- (2) 指宿公共職業安定所のあつせんによる労働者の動員
- (3) 防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の動員
- (4) 緊急時において、従事命令等による労働者等の強制動員

第2 公共職業安定所の労働者供給

〔実施責任：鹿児島労働局（指宿公共職業安定所）〕

1 労働者あっせん手続, 方法等

(1) 労働者あっせん手続, 方法

災害対策を実施するために必要な技術者, 技能者及び労働者の確保は, それぞれの災害対策実施機関において行うものとするが, 確保が困難な場合は, 指宿公共職業安定所に次の事項を明らかにして, 必要な人員のあっせんに依頼し, 公共職業安定所は, 災害対策実施機関の要求に応じ, 必要な労働者の紹介あっせんを行う。

ア 必要労働者数	カ 作業所の所在
イ 作業の内容	キ 残業の有無
ウ 作業実施時間	ク 労働者の輸送方法
エ 賃金の額	ケ その他の必要な事項
オ 労働時間	

(2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は, 原則として同地域における同職種に支払われる額とし, その額は, 関係機関と協議して定める。

2 労働者の輸送

災害対策実施機関は, 労働者の毎日の作業就労に際し, 労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2 km 以上ある場合は, 作業能率その他を考え, できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は, 交通費を支給し, 一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

第3 技術者の動員

〔実施責任：災害対策実施機関, 鹿児島労働局（指宿公共職業安定所）〕

災害応急対策実施機関は, 自らの技術者確保が困難な場合は, 災害対策基本法第29条第2項の規定により, 次のとおり関係機関に必要な技術者等の応援派遣を要請し, 技術者等の確保を図るものとする。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は, 次の事項を記載した文書をもって要請する。

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 市長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣あっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣あっせんを求める理由
- (2) 派遣あっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

3 1以外について、災害対策実施機関の関係機関に対する職員派遣要請手続き

1の関係以外で災害対策実施機関が関係機関に対し、職員の派遣を要請する場合の手続きは1に準ずるものとする。

第4 従事命令等による労働力の確保

[実施責任：第十管区海上保安本部、指宿警察署、危機管理課、土木課、保健福祉部]

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業(全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業(全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業 （災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	① 医師，歯科医師又は薬剤師 ② 保健師，助産師又は看護師 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工，左官又はとび職 ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥ 鉄道事業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業 知事の協力命令	の救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長，警察官，海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者，その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

（１）知事の従事命令等執行に際し，災害救助法が適用された場合の救助に関するものは，災害救助法に基づく従事命令等を発令し，災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは，災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお，災害救助法に基づく従事命令等の発令は鹿児島県保健福祉部社会福祉課が担当し，災害対策基本法に基づくものは鹿児島県危機管理局危機管理課が担当する。

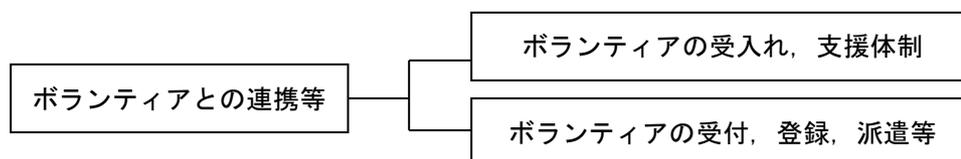
（２）知事（知事が市長に権限を委任した場合を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお，その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には，令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ, 支援体制

〔実施責任：日本赤十字社指宿市地区、指宿市社会福祉協議会、危機管理課、地域福祉課、長寿支援課、関係機関等〕

1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社指宿市地区、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

指宿市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第2 ボランティアの受付, 登録, 派遣

〔実施責任：指宿市社会福祉協議会, 地域福祉課, 長寿支援課, ボランティア関係協力団体〕

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては, 災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付, 登録を行い, 活動内容等について, 救援対策本部, 近隣支援本部, ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際, ボランティア活動保険未加入者に対しては, 紹介, 加入に努める。

なお, 県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては, 鹿児島県社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ, 登録等を行う。

第8節 災害警備体制

災害時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）に定める災害警備体制により、迅速かつ確に組織的、総合的、計画的な警察活動を実施する。

また、県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第1 災害警備体制

〔実施責任：指宿警察署、防災関係団体〕

1 災害時の警察の活動

災害の発生に際して、被害者の救護及び被害の拡大防止に努め、被災地における秩序の維持と住民の安全を図るための警察の活動内容については、以下のとおりである。

- (1) 各種情報の収集と予警報の把握並びに通報及び報告
- (2) 避難準備及び避難の指示並びに避難の誘導
- (3) 危険にさらされている者の救出救助
- (4) 負傷者の救護
- (5) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止の処置
- (6) 死体の検視（見分）及び行方不明者の捜索
- (7) 交通の混乱防止のための交通規制並びに緊急交通の確保及び交通秩序の回復のための応急処置
- (8) 被災地及び避難者の警戒
- (9) 各種犯罪の予防、検挙その他公安の維持
- (10) 関係機関の行う防災活動に対する協力
- (11) その他災害警備上必要な広報活動
- (12) 被害の実態把握

2 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

第2 自衛警備活動

〔実施責任：指宿警察署，危機管理課，関係団体〕

1 自衛警備活動

被災地の盗難，火災等の二次災害を防止するため，警察・消防団と連携し，地域の自主防災組織による巡回・警備活動を促進する。

2 市の自衛警備活動

市長は，災害応急対策に関する措置をとるときは，指宿警察署長に連絡し，両者は緊密な連携のもとに協力する。

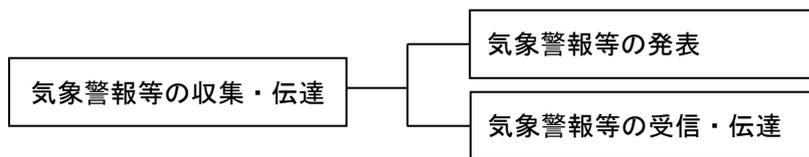
第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、県、市及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象警報等の発表

〔実施責任：鹿児島地方気象台〕

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は次により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

〔実施責任：鹿児島地方気象台〕

(1) 特別警報・警報・注意報の発表

ア 発表機関

市内の特別警報・警報・注意報は、鹿児島地方気象台が発表する。

イ 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 良		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積乱雲、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ウ 警報の種類及び発表基準

種類	発 表 基 準
大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、表面雨量指数基準 25 mm、土壌雨量指数基準 196 mm に到達すると予想される時
洪水警報	大雨・長雨等により、河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、二田川流域雨量指数基準が 13.6 mm に到達すると予想される時。
暴風警報	非常に強い風や猛烈な風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、平均風速が陸上 20m/s、海上 20m/s を超えると予想される時
波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想され、有義波高が 6 m を超えると予想される時
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想され、潮位が東京湾平均海面上 2.2m（枕崎）に到達すると予想される時
大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想され、12 時間降雪の深さが平地 10cm、山地 20cm を超えると予想される時
暴風雪警報	雪を伴う非常に強い風や猛烈な風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、雪を伴い平均風速が陸上 20m/s、海上 20m/s を超えると予想される時

エ 注意報の種類及び発表基準

種類	発表基準
大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想され、表面雨量指数基準 18 mm、土壌雨量指数基準 141 mmに到達すると予想されるとき
洪水注意報	大雨・長雨等により、河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想され、二田川流域雨量指数基準が10.8mmに到達すると予想されるとき
強風注意報	やや強い風や強い風によって、災害が起こるおそれがあると予想され、平均風速が陸上 12m/s、海上 12m/s を超えると予想されるとき
波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想され、有義波高が 2.5m を超えると予想されるとき
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇により、災害が起こるおそれが予想され、潮位が東京湾平均海面上 1.9m（枕崎）に到達すると予想されるとき
大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想され、12 時間降雪の深さが平地 3 cm、山地 5 cm を超えると予想されるとき
風雪注意報	雪を伴うやや強い風や強い風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、雪を伴い平均風速が陸上 12m/s、海上 12m/s を超えると予想されるとき
雷注意報	落雷等により被害が予想されるとき
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災が発生しやすいと予想され、最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下になると予想されるとき
濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、視程 陸上 100m以下、海上 500m以下になると予想されるとき。
霜注意報	早霜、晩霜等により 11 月 30 日までの早霜、3 月 10 日以降の晩霜で最低気温 4℃以下になると予想されるとき
低温注意報	低温により農作物に著しい被害が予想され、 夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日上続くと予想されるとき 冬期：海岸地方 最低気温 - 4℃以下、内陸部最低気温 - 7℃以下になると予想されるとき
着氷・着雪注意報	着氷・着雪により、通信線や送電線等の被害が予想され、大雪注意報・警報の条件下で、気温 - 2℃～ 2℃、湿度 90%以上になると予想されるとき
なだれ注意報	なだれにより、災害が発生するおそれがあると予想され、積雪の深さが 100 cm 以上で、①気温 3℃以上の好天 ②低気圧等による降雨 ③降雪の深さ 30 cm 以上のいずれかが予想されるとき
竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断した際に、雷注意報を補足する情報として発表
記録短時間大雨情報	1 時間雨量が 120 mm 以上

※ 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係进行调查して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

※ 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・

警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され、新たな注意報・警報に切り替えられる。

※ 有義波高とはある地点で連続して観測される波のうち、高い方から順に1／3個までの波について平均した波をいう。

※ 平地とは標高200m以下の地域、山地とは、標高200mを超える地域をいう。

2 土砂災害警戒情報の発表

〔実施責任者：鹿児島地方気象台、県土木部砂防課〕

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

（1）発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策法の推進に関する法律により、鹿児島地方気象台と県が共同で作成・発表する。

（2）目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

（3）発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内すべての市町村を発表対象とする。

（4）土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて付図2で示す監視基準に達したときとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、県と鹿児島地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、付図2で示す基準について、その基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降水の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(5) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

- ア 土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。
- イ 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1，2，3，4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁のホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布なども併せて判断すること。
- ウ 県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。
そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

イ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
鹿児島地方気象台	乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした強風注意報の発表が予想され、火災気象通報基準に該当する全ての地域・時間帯で、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、市長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったときその地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき市が発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮する。

(ア) 実効湿度 65%以下または最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき

(イ) 平均風速が 12 メートル以上の風が吹く見込みのとき

4 津波警報・注意報。津波予報の発表

(1) 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m, 4 m, 6 m, 8 m, 10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m, 2 m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	

(注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを

いう。

(2) 津波予報

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されないとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

第2 気象警報等の受信・伝達

[実施責任：鹿児島地方気象台，危機管理課，市長公室，教育委員会，関係機関等]

1 気象警報等の受信・伝達

(1) 市における措置

市長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、市地域防災計画の定めるところによりすみやかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

ア 関係機関から通報される気象予報、警報等の情報等（以下この節において「警報等」という。）は危機管理課が、勤務時間外は警備員が受領する。危機管理課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、危機管理係とする。

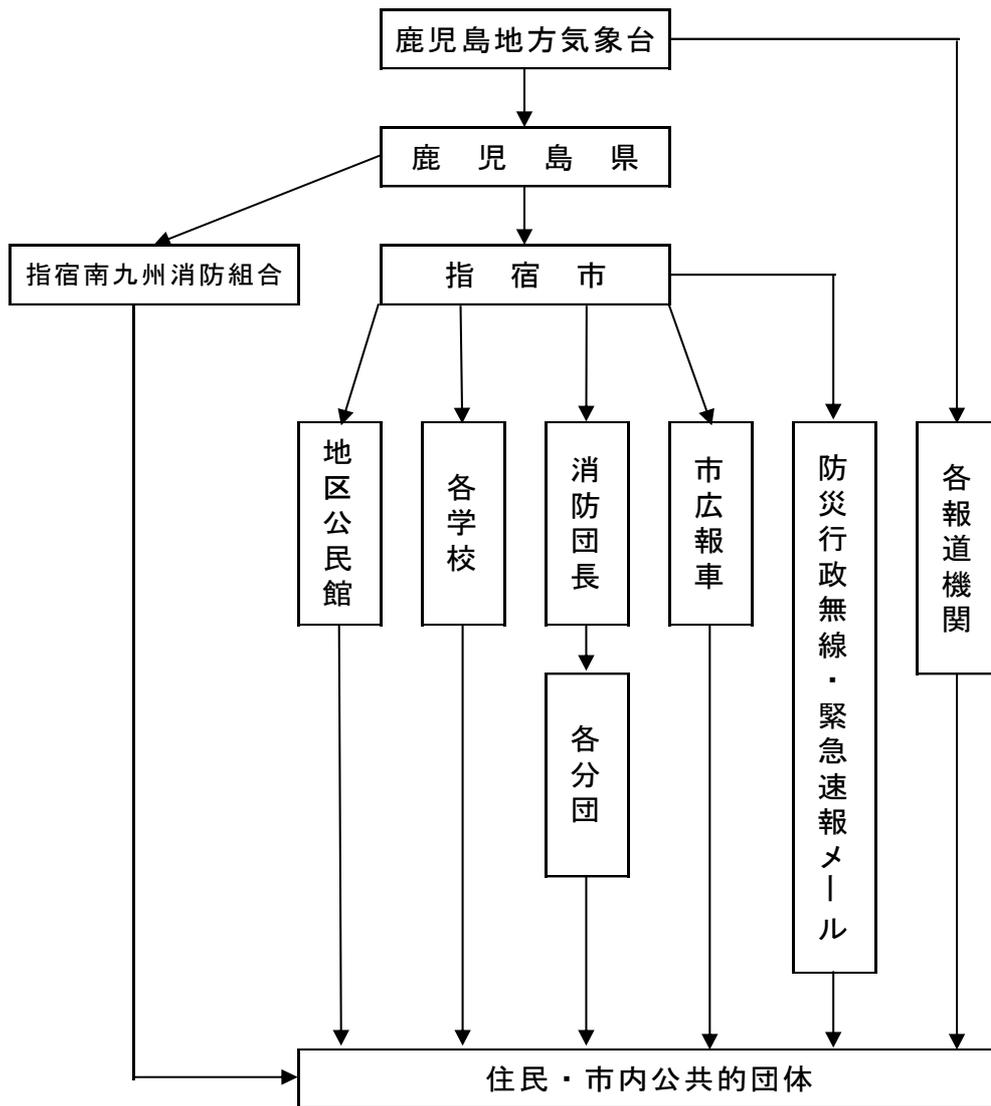
イ 警備員は警報等を受領した場合は、直ちに危機管理課長に伝達するものとする。警報等を受領した危機管理課長は、災害の発生のおそれがあると予想した場合は担当員に連絡するとともに市長及び副市長に報告するものとする

ウ ア、イにより警報等を受信した伝達担当員は、直ちに庁内各課（勤務時間外は関係課長）に庁内放送及び防災行政無線等により周知させるとともに、関係機関、住民等に対し、次により伝達周知させるものとする。

(2) 関係機関等及び住民に対する伝達

関係機関等及び住民、団体に対しては、指宿市防災行政無線及びその他の通信手段により広報・伝達する。

別表第 1



4 雨量に関する情報等の伝達

市は、県から雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。

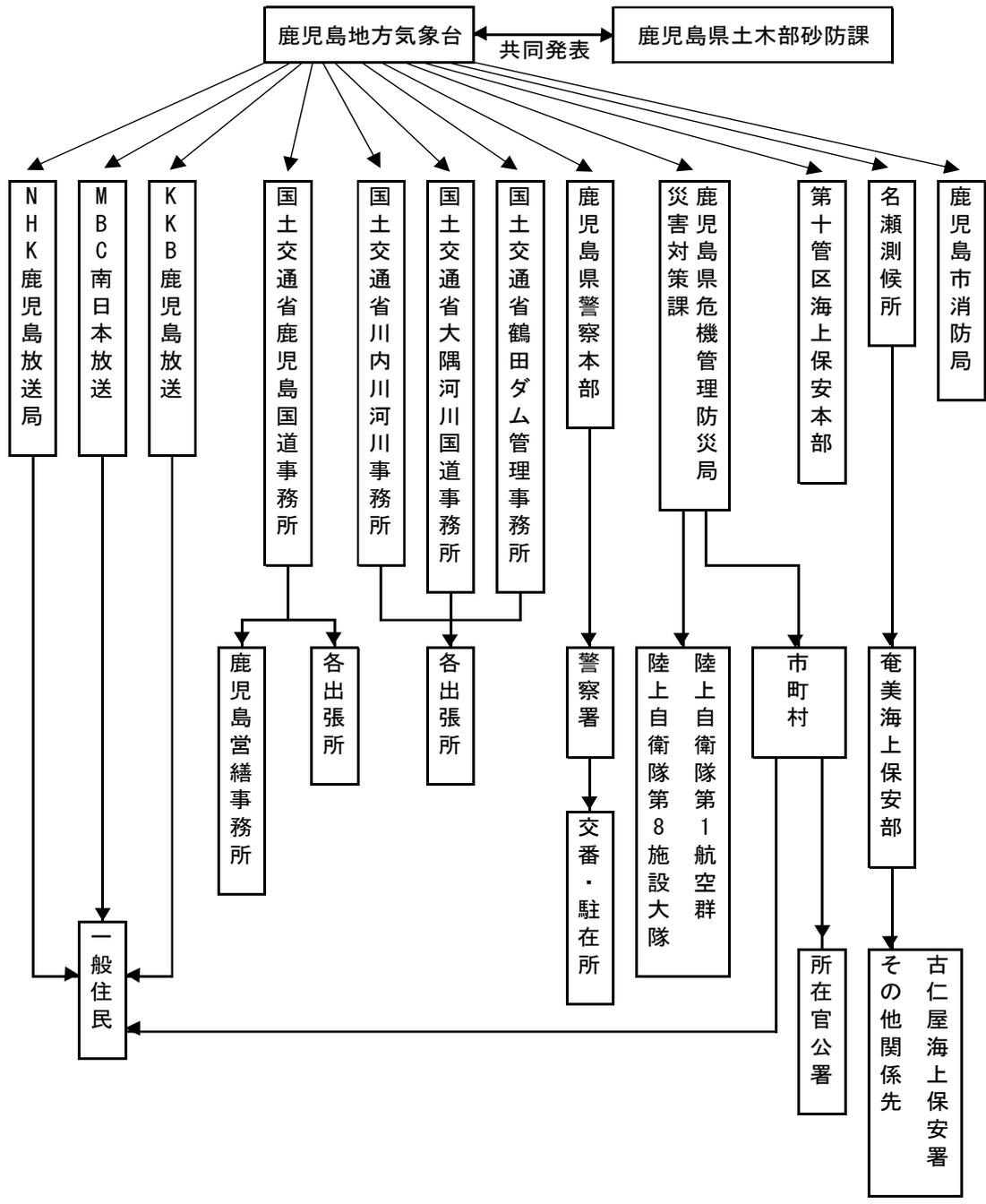
この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

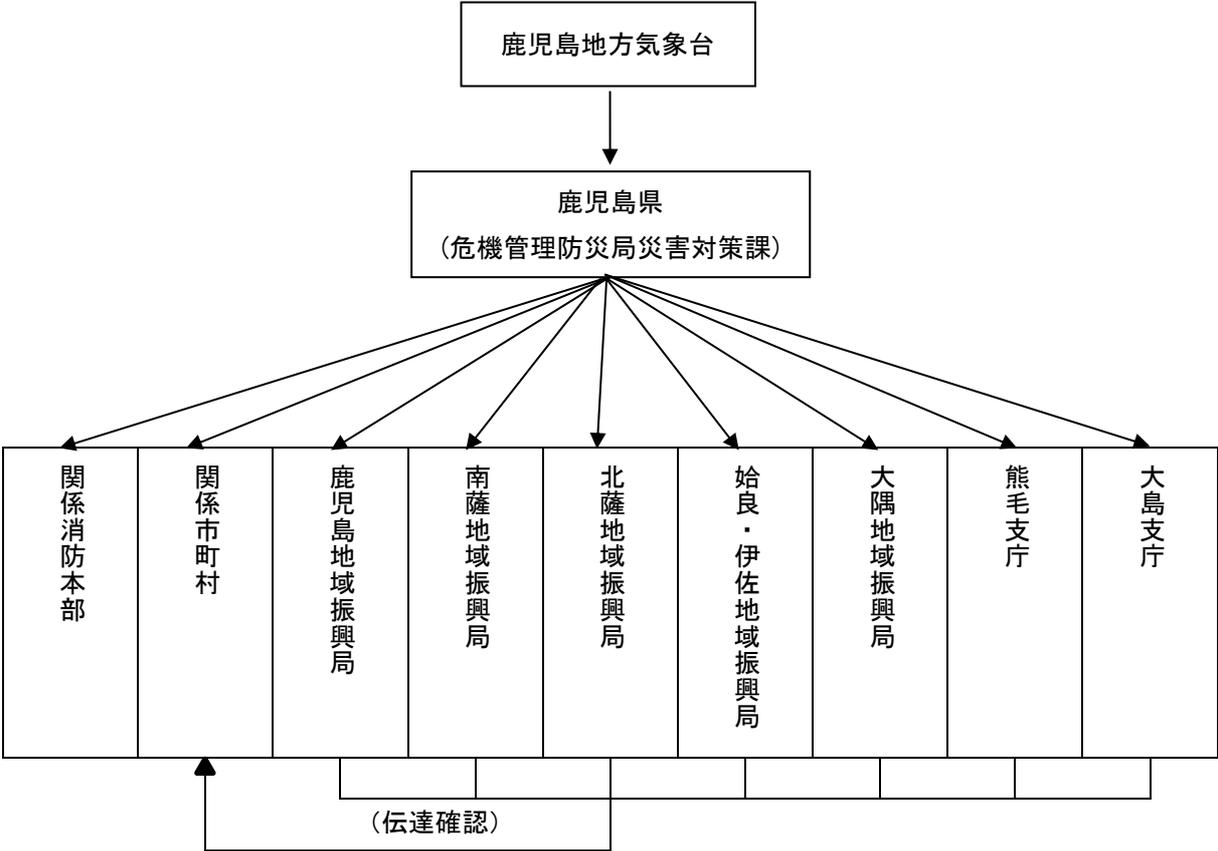
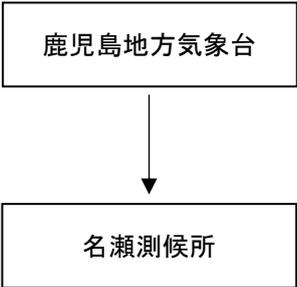
5 土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島県は災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）及び第 55 条（県知事の通知等）により市長その他関係者へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達する。

市は、市地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】



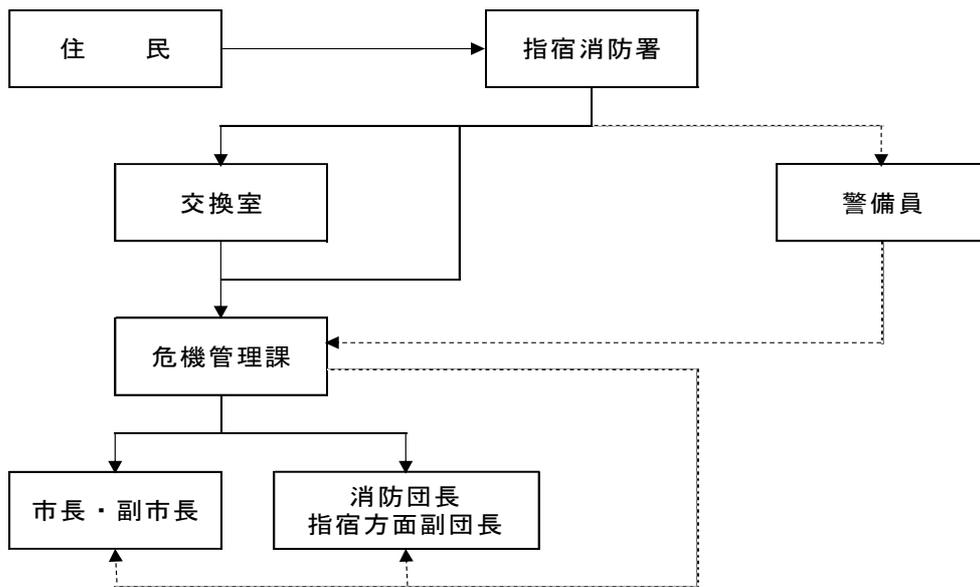


6 火災の場合の伝達方法

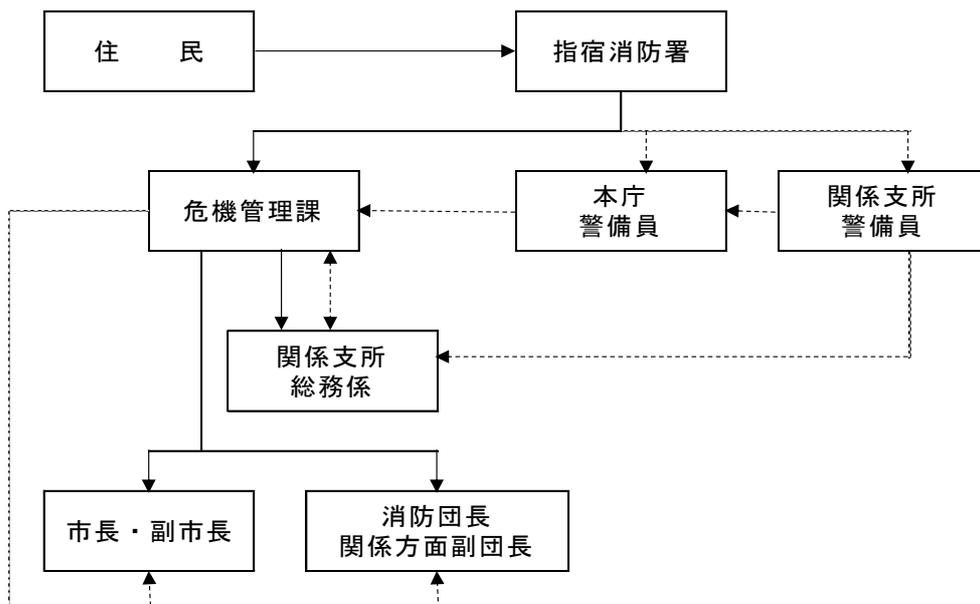
- (1) 火災のサイレン信号及び鎮火信号等は，市防災行政無線で吹鳴する。
- (2) 建物火災の通報を受けた場合は，指宿南九州消防組合との協議に基づきサイレンを吹鳴させ，これにより分団は出動する。
- (3) 林野火災等の通報を受けた場合は，状況に応じて分団を出動させる。

【火災の場合の伝達系統図（点線は勤務時間外）】

1 指宿消防署管内



2 山川開聞分遣所管内



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。



第1 災害情報等の収集・伝達

〔実施責任：危機管理課，市長公室，農産技術課，耕地林務課，商工水産課，土木課，健康増進課，地域福祉課，教育委員会，水道課，地域振興課，市民福祉課〕

以下では、管内の災害情報等の収集・伝達と報告について示す。

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、指宿警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数，生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数，行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊，倒壊，床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況，倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数，又は出火状況
- カ 三次災害危険箇所（土砂災害危険，高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路，港湾，漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気，電話，ガス，水道，下水道施設被害）
- ケ 避難状況，救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

(2) 市(消防機関含む)による災害情報等の収集

市職員は，原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は急を要する場合は，電話，無線等による通報によるほか，バイク，自転車，徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の市職員の場合も，参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し，その結果を参集後，本部へ報告する。

(3) 調査分担

市における被害情報の調査収集は，関係被害ごとに次のとおり各課において分担し，関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。なお，被害状況の調査に当たっては，被害の程度により調査班の編成を決定するものとする。

被害区分	担当		協力団体等
	部・課	責任者	
人，住家，非住家， 公共建物（学校を除く。）	地区調査職員 地域振興課	総務部長	行政事務連絡員
農作物，畜産， 耕地関係，山林関係	農産技術課 耕地林務課	農政部長	農業協同組合，農業 共済組合，森林組合
電気，通信，電力関係 商工，水産，船舶関係	市長公室 商工水産課	総務部長 産業振興部長	九州電力，N T T， 漁業協同組合，商工 会，
土木関係	土木課	建設部長	行政事務連絡員
教育関係	教育委員会	教育部長	各学校
衛生関係	健康増進課	健康福祉部長	保健所
上下水道関係	水道課	水道部長	行政事務連絡員
社会福祉施設関係	地域福祉課 市民福祉課	健康福祉部長	社会福祉施設職員

(4) 災害情報等の集約，活用，報告及び共有化

ア 市における報告情報の集約

市本部において，上記方法により報告された災害情報等を整理し，広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の指示，災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し，適宜，全職員に徹底する。

イ 市から県等への報告

市は県に対し，できるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に，災害規模の把握のための市から県等への報告は以下を目標に実施する。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況，庁舎周辺の被害状況）

- ① 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- ② 勤務時間内（災害発生直後）

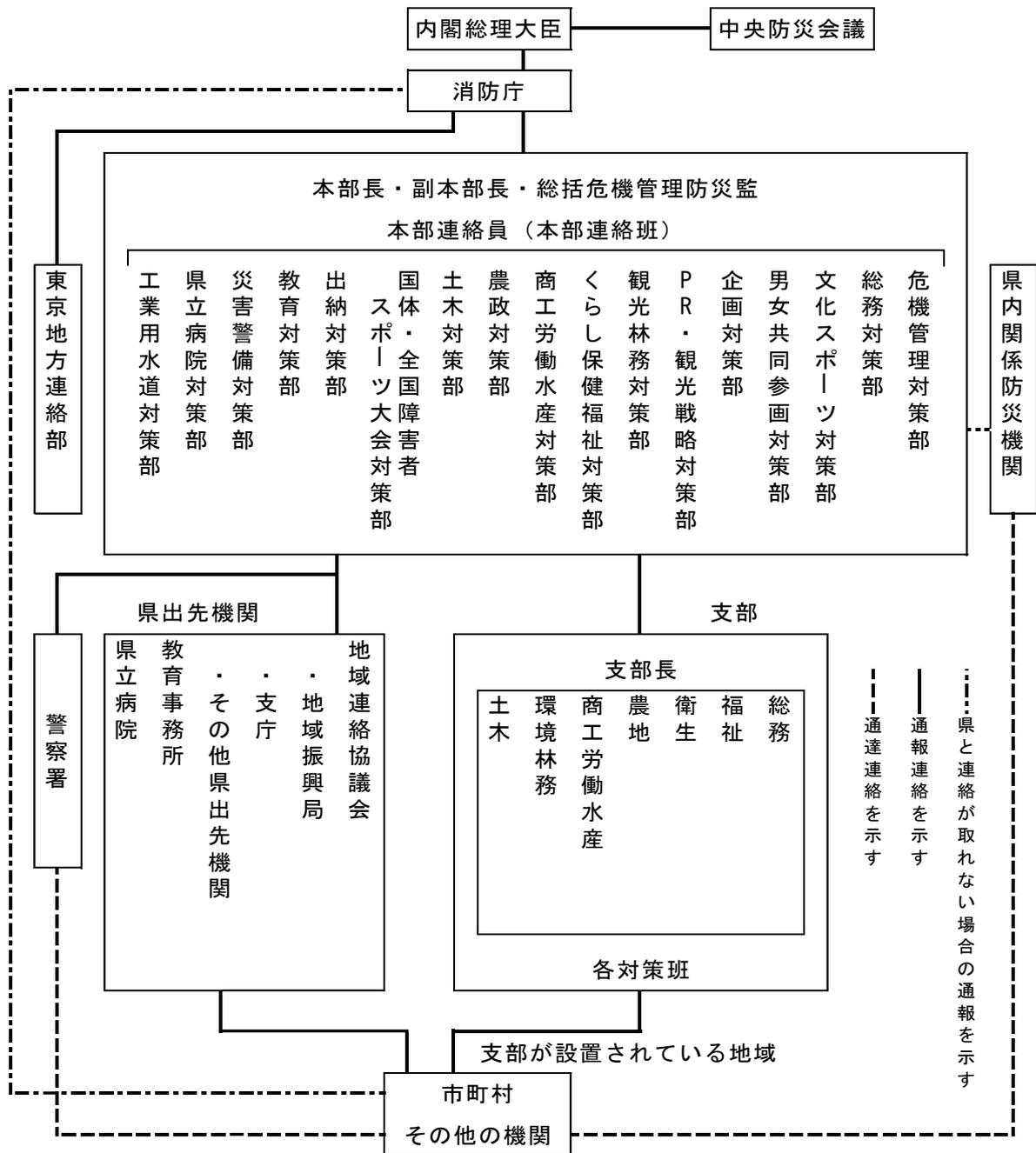
(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後，出来る限り早く報告する。なお，この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の指示，災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば，県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は，災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

【災害情報等収集報告系統図】



(エ) 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(5) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

ア 市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 市長は、市内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 市内防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

(ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

(イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの

(ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

(エ) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生の恐れのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震、水象、海難の場合は市長又は警察署長（警察官）、海上保安官署長（海上保安官）に通知するものとする。

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。

(ウ) 市長の通報

(ア)、(イ)及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

① 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署

② その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

③ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

(エ) 県出先関係機関の通報

市長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課

に通報するものとする。

(オ) 市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に係る異常現象を承知した市長が関係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

① 通報すべき事項

A 気象関係

B 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位，異常波浪等）

② 通報の方法

通報の方法は，電話，電報によることを原則とする。

③ 通報のあて先

通報のあて先は，鹿児島地方気象台とする。

④ 通報に要する電話・電報の費用は，原則として発信市の負担とする。

(カ) 市長の通報・収集要領

異常現象発見者が市長その他関係機関に通知する要領，系統等については，市地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づくものとする。

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報，報告方法

(ア) 市長の方法

① 市長は，管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し，県に通報報告するものとする。ただし，緊急を要する場合は，直ちに関係の対策部に通報報告する。

② 災害情報で，県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては，当該防災関係機関に通報するものとする。

(4) 市長の災害報告は，県の災害報告取扱要領に準じ別表により行うものとする。

(5) 災害報告の留意事項

被害状況の報告に際しては，警察の報告と市及び県の各対策機関の報告とがくいちがわないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等，密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は，次表のとおりとする。

【災害報告の判定基準】

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し，死体を確認したもの，または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり，かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し，医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち，「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし，「軽傷者」とは，1月未満で治療できる見込みのものとする。

区 分	被 害 の 判 定 基 準
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊(半壊)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(別表) 災害状況速報

都道府県		区分		被害		
被災者名	災害名	第	報	田	流出・埋没	ha
					冠水	ha
報告番号	(月日時現在)			畑	流出・埋没	Ha
					冠水	Ha
報告者氏名					文教施設	箇所
					病院	箇所
区分		被害			道路	箇所
人的被害	死者	人			橋りょう	箇所
	行方不明者	人		河川	箇所	
	負傷者	重症	人		港湾	箇所
		軽傷	人		砂防	箇所
住宅被害	全壊	棟		清掃施設	箇所	
		世帯		崖くずれ	箇所	
		人		鉄道不通	箇所	
	半壊	棟		被害船舶	隻	
		世帯		水道	戸	
		人		電話	回線	
	一部破損	棟		電気	戸	
		世帯		ガス	戸	
		人		ブロック塀等	箇所	
	床上浸水	棟				
世帯						
人						
床下浸水	棟		り 災世帯数	世帯		
	世帯		り 災者数	人		
	人		火災発生			
非住宅	公共建物	棟		建物	件	
	その他	棟		危険物	件	
				その他	件	

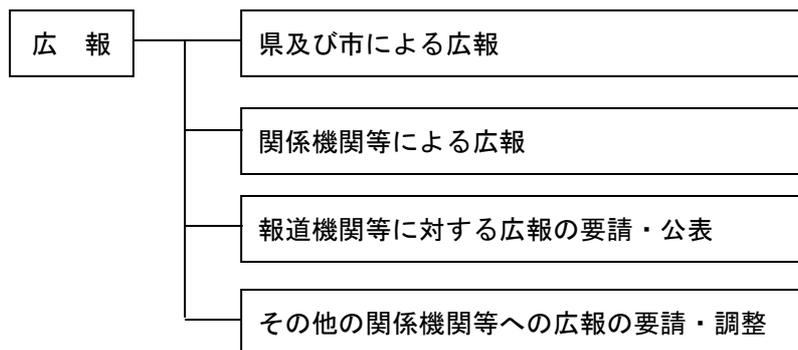
区分		被害		名称	
公立公共施設	千円			設置	年月日時
農林水産業施設	千円			解散	年月日時
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
	農産被害	千円			
	林産被害	千円		計 団体	
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
				計 団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人
備考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の種類概況				
	消防機関の活動状況				
その他（避難指示の状況）					

※被害額は省略することができるものとする。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 県及び市による広報

〔実施責任：市長公室、危機管理課〕

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)、避難指示

市の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
- イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない，テレビ，ラジオ，行政機関のホームページ，鹿児島県防災Web，緊急速報（エリアメール等），告知放送から情報を入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については，NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や，各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

《資料編 住民向けの広報案文》

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 市の各対策部は，広報を必要とする場合，危機管理課（本部設置時は本部連絡班）を経由して市長公室（秘書広報班）に連絡し，広報を要請する。

イ 被害状況，対策状況等の全般的な情報は，危機管理課において収集する。

ウ 市長公室（秘書広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は，危機管理課を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 市による広報手段

市による広報は，市が保有する防災行政無線，サイレン吹鳴装置（無線），インターネット（市ホームページ，鹿児島県防災Web），アラート，緊急速報（エリアメール等），各地区送施設（エリアトーク），告知放送，データ放送，防災アプリ，広報車，市職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

また，避難指示等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，放送機関への情報の提供等を行い，住民への周知に努める。

第2 関係機関等による広報

〔実施責任：各放送機関，その他関係機関等〕

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は，市民の情報ニーズに応えるとともに，市民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

各放送機関は，各々の防災計画に定められた活動体制を確立して，報道活動や県民広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島支社

災害による停電等の被害箇所の状況，復旧の見通しをはじめ，公衆感電事故の防止等について，ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況，復旧の見通し等について，広報車・報道機関等により市民への周知に努める。

(3) ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況，復旧状況の見通しをはじめ，ガス漏れによる事故防止等について，広報車・報道機関等による市民への周知に努める。

(4) 九州旅客鉄道株式会社，バス会社等

被害箇所の状況，復旧状況の見通し等について，駅等の掲示板や案内板への掲示をはじめ，広報車及び報道機関等により市民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

〔実施責任：市長公室，危機管理課〕

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等，緊急性が高く住民への周知が必要な情報については，市は，原則として，県総合防災システムを活用して県に報告し，県は，速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また，市は，県の放送機関への情報提供を補完するため，放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する広報の要請

県（危機管理課）は，災害の発生が時間的に迫っていて，市が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は，原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，県知事が市からの要請を受けて行う。

なお，市は，県の放送機関への要請を補完するため，放送機関への直接の要請も併せて行う。

3 報道機関に対する発表

市の広報担当者は，災害の種別，発生の場所及び日時，被害状況，応急対策の状況等を取りまとめ，適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

（1）報道発表の要領

ア 発表の場所は，原則として本庁会議室とする。

イ 発表担当者は，原則として総務対策部の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に市長公室との協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また，情報入手状況や防災活動の進捗状況により，広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより，報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段，内容について配慮するように要請する。

オ 警察，消防その他の組織との情報交換を的確に行い，広報内容の一体性を保つ。

（2）報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕

オ 家屋損壊件数，浸水状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目，ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

- (例) ・ 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・ 安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - ・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - ・ まとまった義援物資を送る場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記してほしい等。
- コ ボランティア活動の呼びかけ
- サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- ス 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

〔実施責任：市長公室、関係機関等〕

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に災害対策本部に寄せられる市民等からの通報の中には、ライフラインに関する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市は、市民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

(1) 災害対策本部が広報を実施したとき

市の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

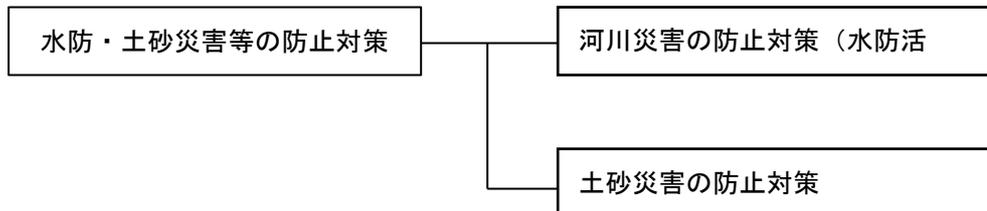
(2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに市の災害対策本部へ通知することとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 河川災害の防止対策（水防活動）

〔実施責任：土木課，都市・海岸整備課〕

河川災害の防止対策（水防活動）は、「指宿市水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「指宿市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、「指宿市水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設・ため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ため池については、市等の管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム洪水調整等による流量調整を行う。

（2）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（3）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配

するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 土砂災害の防止対策

〔実施責任：耕地林務課，土木課〕

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 市の対策

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ提供する。

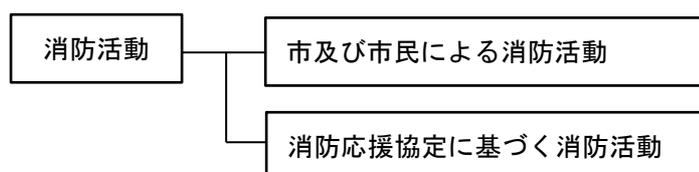
市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第5節 消防活動

火災が発生した場合，市・消防機関を中心に，住民，自主防災組織，各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら，消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て，効果的に連携し，消防活動を実施する。

また，市は，消防機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 市及び市民による消防活動

〔実施責任：危機管理課，指宿南九州消防組合〕

1 市の消火活動

消防機関は，市が策定した消防計画に基づき，統制ある消防活動を行い，火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては，消防・救急無線通信網を効果的に運用し，他の消防機関の部隊等との通信を確保し，消防通信体制の強化を図る。

市は，同時多発的火災の発生に際し，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう，防火水槽，耐震性貯水槽，プール等の人工水利のほか，河川・海，ため池等の自然水利からの取水等，消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては，その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め，避難指示を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

2 市の対策

市は，大火が予想されるときは，直ちに関係機関に対し，大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また，市は，火災発生後，ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め，あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに，状況に応じ，被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

3 市民の対策

市民は，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに，近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

[実施責任：危機管理課，指宿南九州消防組合]

1 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し，所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合は，「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し，災害応急対策にあたる。

(県消防相互応援協定の内容は，第1章第4節「広域応援体制」参照)

2 緊急消防援助隊等の出動要請

大規模な火災等が発生し，県内の消防力で十分に対応できないときは，緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(緊急消防援助隊の出動要請は，第1章第4節「広域応援体制」参照)